

53—00 T

取消審判の審理の方式**1. 口頭審理**

取消審判は、口頭審理による。ただし、審判長は、当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書面審理によるものとすることができる（商 § 56①→特 § 145①、商 § 68④→商 § 56①→特 § 145①）。

書面審理によるとしたのち、再び口頭審理によるとすることもできる。このときは、口頭審理の通知を行う。

当事者対立構造をとる取消審判は、審判請求の理由及び答弁が不明確又は複雑であったり、当事者の主張の数が多く、それらの整理が十分されていないときが少なくない。そのようなときに、口頭審理を活用することにより、事実認定を正確に行い、当事者間の争点を整理することによって、迅速的確な審理ができる。

そこで、取消審判においては、書面審理が適切と考えられる以下2. のとき等の例外的な事件を除き、口頭審理による。

2. 書面審理**(1) 取消審判における書面審理**

取消審判は、原則として、口頭審理によるが、以下のときは、例外的に、書面審理によるものとすることができる（→33—00.1）。

ア 審判請求又は審判請求に係る手続（審判請求書）を却下すべきとき

イ 当事者が争わないことが明らかなきとき

ウ 当事者（及び参加人）の全てが書面審理を申し立てているとき

エ 登録商標の不使用による取消審判（→53—01）において、被請求人から何ら答弁のない場合又は提出された証拠により成立若しくは不成立が明らかであるとき

オ その他、口頭審理を行う必要がないとの判断がされたとき

(2) 書面審理通知

書面審理によるときには、上記(1)アのときを除き書面審理の通知をしなければならない(→32—01)。

(追加 H27.2)